



YCC県民文化ホール指定管理者 助成・協働型企画公募

ミルケパートナーシップ M I R U K E P a r t n e r s h i p

2025年度協働アーティスト実演団体募集

企画応募
受付期間

令和7年1月4日(土)～3月20日(木・祝)



趣旨

アーティストとYCC 県民文化ホール指定管理者が、アーティスト提案の企画で連携することにより、**山梨のパフォーミングアーツの振興&地域活性化を目指す**プロジェクトです。



募集方式

企画公募制です。アーティストの皆様がそれぞれ考えた「企画」をご応募いただきます。YCC 県民文化ホール指定管理者内で選考の上、**最大6事業を採択**いたします。



採択されると

上限15万円分の**YCC 県民文化ホール利用料**をホール指定管理者が負担します。その他にも**広報協力**や**運営サポート**など、指定管理者事業スタッフが、皆様の企画をサポートいたします。

詳細は

次ページからの
募集要項を
ご確認ください

主催者
事務局

アドブレーション・共立・NTT ファシリティーズ共同事業体
(YCC 県民文化ホール指定管理者)
事業部 ミルケパートナーシップ担当

TEL.▶055(228)9131 FAX.▶055(228)9137
E-Mail▶jigyo@yamanashi-kbh.jp

1. ミルケパートナーシップの特徴

●あなたのアイディアで、地域を、文化を盛り上げましょう！

ミルケパートナーシップは、芸術・文化に関わるアーティストや実演団体の企画提案を採択し、YCC県民文化ホール指定管理者の施設利用料負担・サポートから協働することで、アーティストの視点を活かした、**魅力ある企画を県民の皆様にお届けする**ことを目的としています。そのため、「企画公募」の形態での募集となります。皆様からの魅力的な「企画のご提案」をお待ちしております。

●長期的なビジョンをもって活動しているアーティストや団体を募集します

山梨県内の芸術・文化の振興を目指しアーティストや実演団体と協働することで、**アーティストや団体の皆様が山梨県内での活動を発展させるきっかけ**のひとつになることも本事業の狙いです。1年間の協働期間を実績作りやノウハウ作りに活かし、今後の活動に繋げてもらうことを大いに期待しています。

●YCC県民文化ホールの幅広い利活用の機会としても実施しています。

芸術・文化に関わるものであれば、ジャンルは問いません。また、実施形態も要項に沿うものであれば自由にご計画いただけます。「**YCC県民文化ホールの利活用促進**」もパートナーシップの大きな柱の一つです。

●助成・協働事業のため、事業に関わる収入は応募者の収入です。

企画の主催者は応募者となりますので、チケット収入や参加費収入は応募者の収入となります。

2. 採択時の助成・協働内容

採択後は、YCC県民文化ホール指定管理者が協働者（共同主催や共催）となって、下記に記載した助成（減免措置）や皆様の企画のサポートを行います。

①YCC県民文化ホール会場利用料を上限15万円（税込）まで減免〔助成〕

採択企画にて発生するYCC県民文化ホールの

①施設利用料および②付帯設備利用料のうち上限15万円（税込）を、YCC県民文化ホール指定管理者にて負担（実質的には減免）いたします。

※減免後請求に残額がある場合は、指定管理者より応募者に差額分を請求いたします。
※利用料が上限に満たなかった場合の、差額の応募者への支払いなどはありません。



①施設利用料



②設備器具使用料

※利用料金の例は参考資料（1）をご参照ください。

②YCC県民文化ホール指定管理者の各種媒体を使った広報支援〔協働〕

YCC県民文化ホール指定管理者による採択企画の各種広報協力を行います。

- ・ 山梨日日新聞毎月掲載のYCC県民文化ホールインフォメーション広告での紹介
- ・ チラシ、ポスター（制作は応募者にて）の館内掲示、指定管理者主催事業への挟み込み、文化ホール事業としての県内各所への展開
- ・ YCC県民文化ホールホームページやSNSでの紹介

※上記に掲載した内容について、応募者への請求は発生しません（ただし、チラシ・ポスターの掲示等を希望の場合は、応募者負担にて必要分を制作いただく必要があります。）

③事業スタッフによる各種サポート〔協働〕

YCC県民文化ホール指定管理者事業部スタッフが、必要に応じて採択企画の各種サポートを行います。

参考資料（3）「費用項目の考え方」に、具体的にお手伝いできる内容を記載しましたので、ご参照ください。

3. 応募資格

令和7年4月1日現在において以下の要件を全て満たす実演家個人・団体

1. 山梨県内を中心に活動していること（プロ・アマや人数、ジャンルを問いません）
2. 団体の代表者（個人の場合は応募者）が20歳以上であること
3. 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例第八条に基づく、利用承認の拒否または取消に相当する利用者に該当しないこと
4. 下記のカテゴリに該当しないこと
 - 企業の広報活動、クラブ活動
（団体の事務局が企業内にある場合や、実演そのものを主とする企業の応募は問題ございません。）
 - 学校の教育課程
 - 学校のクラブ活動

4. 実施条件

① 2025年度内にYCC県民文化ホールの施設を利用した催し物を1公演以上実施すること

[該当施設] 大ホール・小ホール・会議室・リハーサル室・練習室・ミルケ県民ステージ（県民ロビー内）

※採択後の施設予約については、既に2025年の利用受付が始まっていることから予約可能な日程が限られることを予めご了承ください。

日程に関しては事業スタッフと相談の上、決定いたします。

※既に応募者にて計画中で2025年度内にYCC県民文化ホールの施設予約を行っている企画でもご応募いただけます。

[2025年度の長期休館について]

YCC県民文化ホールは、施設工事のため2026年1月12日～5月31日の間休館となります。あらかじめご了承ください。

※ただし、休館期間中も事業部スタッフによる協働は可能です。

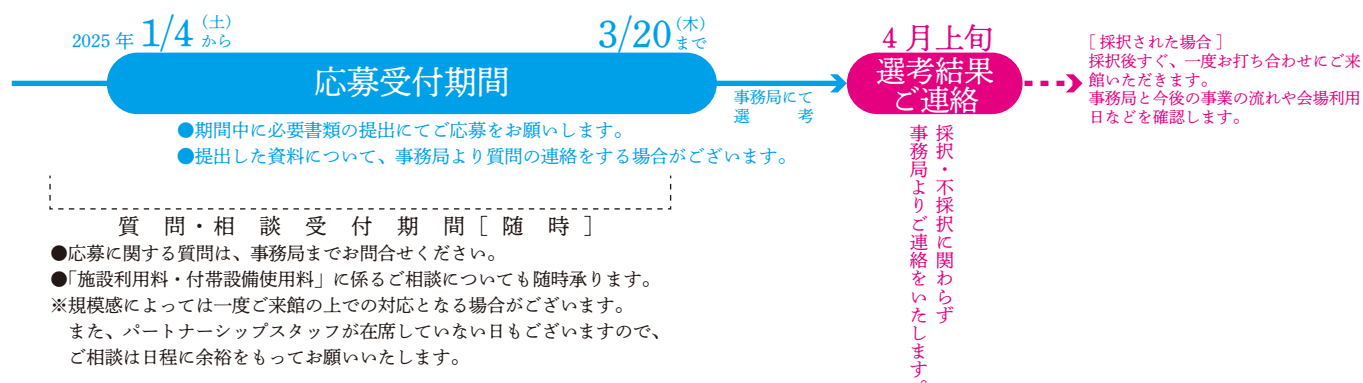
② 観客が無料で鑑賞あるいは参加できる催しを含むこと

- ・ 上記①が無料公演の場合は、それだけで本要件を満たします。
- ・ 有料ワークショップの発表会を入場無料で行う形態でも問題ございませんが、アーティスト様が講師となる場合は無料発表内で講師パフォーマンスをお願いいたします。
- ・ 無料の催し物の会場もYCC県民文化ホール内該当施設のいずれかで実施いただけます。なお「ミルケ県民ステージ」は、利用料が発生いたしません（県民ステージだけはピアノや音響機材も利用料なしでお使いいただけます。）ので、ぜひご利用ください（日程については事業スタッフと相談の上調整が必要となります。）。

③ 催しの案内を作成した上で、指定の記載要項を掲載すること

- ・ お客様に案内するための、催し物（公演）のチラシなどの案内を必ず作成してください。その上で、「ミルケパートナーシップ2025」および、共同主催あるいは共催として指定管理者名称「アドブレーション・共立・NTTファシリティーズ共同事業体」のクレジットを掲載いただきます。
- ・ 既に計画済みの企画で応募される場合は、採択後の追記物制作をお願いいたします。

5. 応募の流れ



6. 選考および採択件数について

- ・ 今年度より、新しく「選考のポイント」を公表いたします。選考は記載の基準に基づき行います。参考資料（２）をご参照ください。
- ・ 選考は事務局（ＹＣＣ県民文化ホール指定管理者事業部）内にて行います。
- ・ 選考によって、最大６事業を採択します。応募件数が６件より少ない場合も、応募資格や実施条件を満たさない応募や、選考時に一定水準に満たないとされた応募は不採択となる場合がございます。また、応募件数が６事業より多い場合も、前述の理由により採択事業数が最大数よりも減る場合がございます。
- ・ 選考結果は提出締切後２０２５年４月上旬頃に、採択・不採択を問わずメールにて通知いたします。
- ・ 選考は非公表とし、選考に関するご質問については一切お答えできません。
- ・ 選考とは別に文化ホール指定管理者の各種事業への協力のお願いをする可能性がございます。

7. 提出物および提出方法

提出物

様式データはＹＣＣ県民文化ホールホームページからＤＬ可能です▶



①応募申請書・団体資料（様式 1-1,1-2,1-3 の 3 枚綴り）

- ・ 全ての項目にご記入の上、ご提出ください。
- ・ 記入方法（Word、PDF ベースでの入力、手書きなど）は問いません。
- ・ 「収支計画」についても、暫定の計画を必ずご記入いただきますよう、お願いいたします。
参考資料（３）に、費用項目の考え方を記載いたしました。ご参照ください。
- ・ 「収支計画」は、ＹＣＣ県民文化ホール会場使用料については支出項目ではなく「会場利用」欄にご記載ください。事務局にて費用算出の上、採択時には最大１５万円の減免がかかります。
- ・ ＹＣＣ県民文化ホール以外の会場での催しが計画に含まれる場合は、収支計画は「ＹＣＣ県民文化ホールの使用イベント」に関わる範囲内での記載をお願いいたします（※あくまでもＹＣＣ県民文化ホールの利活用を主軸とした助成・協働事業であることにご留意ください。）。

②実演の様子を記録した動画や音声（任意様式）

- ・ 動画サイト（YouTube 等）のリンクの提出でも可能です。

提出方法・提出先 提出締切 2025 年 3 月 20 日（木・祝）

郵 送

3/20 消印有効

▶ 〒400-0033 山梨県甲府市寿町 26-1
ＹＣＣ県民文化ホール指定管理者 事業部 ミルケパートナーシップ係宛

窓口提出

3/20 は 17:00 まで

▶ ＹＣＣ県民文化ホールチケットセンターにて
ご提出ください

メール提出

3/20 の 23:59 まで

▶ jigyo@yamanashi-kbh.jp
ＹＣＣ県民文化ホール指定管理者 事業部 ミルケパートナーシップ係宛

8. 事務局・お問合せ

アドブレーション・共立・NTT ファシリティーズ共同事業体
（ＹＣＣ 県民文化ホール指定管理者）
事業部 ミルケパートナーシップ担当

TEL▶055(228)9131 FAX▶055(228)9137
E-Mail▶jigyo@yamanashi-kbh.jp

YCC県民文化ホール 会場費用算出例

case 1

半年間、月2回、練習室（大）でワークショップや練習を行い、ミルケ県民ステージで成果発表

（会場費） 76,560 円分

○ワークショップ：

練習室・平日・夜 6,380 円 × 12 回 = 76,560 円

○ミルケ県民ステージ：

無料

※ピアノ利用時等は
設備器具使用料が別途発生します。
（減免対象） 練習室大



case 2

リハーサル室でワークショップを4回実施し、最後に一般公開の成果発表会
ミルケ県民ステージでは、講師の実演ライブまたは成果発表会を開催

（会場費） 98,340 円分

○ワークショップ：リハーサル室・平日・夜 15,840 円 × 4 回 = 63,360 円

○成果発表会：リハーサル室・休日・午後&夜 34,980 円 × 1 回 = 34,980 円

○ミルケ県民ステージ 無料

※ピアノ利用時等は
設備器具使用料が別途発生します
（減免対象）。

リハーサル室



case 3

3カ月に1回、会議室で入場料 1,000 円の3回シリーズのコンサート
事前にミルケ県民ステージでコンサートのPR

（会場費） 133,020 円分

○コンサート：

会議室・休日・午前午後 44,340 円 × 3 回 = 133,020 円

○ミルケ県民ステージ：

無料

※ピアノ利用時等は
設備器具使用料が別途発生します
（減免対象）。

会議室



case 4

小ホールで入場料 1,000 円の本公演を開催
事前にミルケ県民ステージで本公演のPR

（会場費） 133,360 円分 + 付帯設備費

○本公演

小ホール・休日・全日・入場料 1,000 円

133,360 円

○ミルケ県民ステージ

無料

※音響・照明・舞台備品（反響板含む）等の
設備器具使用料が別途発生します（減免対象）。



ご注意
ください

施設利用の際には、会場費の他に付帯設備費が別途発生します（発生する付帯設備は会場・内容により異なります）。ミルケパートナーシップでは、会場費+付帯設備費の合計から最大15万円分まで、ホールにて負担いたします。※施設利用金額の目安は、ミルケパートナーシップ係までお問合せください。

ミルケパートナーシップ 選考のポイント

♥ まずはじめに 1 つのメッセージ

ここまでお読みいただき、ありがとうございます。審査ポイントやチェック項目を設けましたが、これは皆様が企画をご応募いただく際の「ヒント」としてご活用いただくことを目指し作成しています。「全てできていなければいけない」ものではありません。足りないところを事務局でフォローしながら、成長の機会やアイデア実現の機会にさせていただくこともパートナーシップ事業の特徴です。

我々 YCC 県民文化ホール指定管理者にとっても、アーティスト・団体の皆様から学ぶ機会、山梨の芸術文化振興のための仲間を増やす機会として実施しています。審査の上採択 / 不採択が分かれてしまうものですが、不採択の場合も今後の指定管理者事業での協力のお声がけをさせていただくこともございます。

皆様からの積極的なご応募をお待ちしております！

✓ この視点で「企画」を比較しています 2 つの審査ポイント

Point
1



企画の価値・独自性

「楽しんでもらう」から一歩踏み込んだ魅力を！

- ☐ 来場者・参加者に提供できる価値（魅力）を考えた企画になっているか
- ☐ 価値（魅力）が伝わるための工夫を示しているか
- ☐ 応募者だからこそできること（＝独自性）があるか

Point
2



ミルケパートナーシップでの実施意義

企画が趣旨に沿っているかをチェックします！

- ☐ 応募者が「長期的なビジョンをもって活動する」ための応募になっているか
- ☐ この企画や長期的な活動で「山梨県内の芸術・文化振興」にどのように貢献したいか説明できているか
- ☐ YCC 県民文化ホールの利活用促進を考えた企画になっているか

✓ その他の判断材料として 4 つのチェック項目

Check
1

応募者の主体性

事務局も協力を惜しみませんが、あくまでも主体は応募者です。応募者様自身が主体的に計画を進めていけるかをチェックしています。

- 情報発信を行っているか
- 計画性のない企画になっていないか



Check
2

企画規模と運営能力のバランス

チェック①の主体性を維持しながら企画を最後まで遂行するために、応募者の運営規模に対して企画規模が大きくなりすぎていないかなど、無理な企画になっていないかどうかを確認しています。

- 事務的なスキルがどこまであるか
- 収支計画が具体的か



Check
3

ルールを守って協働できるか

助成や協働を行うにあたり、実施条件や施設の利用ルールなどの履行事項が発生します。「パートナーシップ」が結べる応募者様かどうかを確認します。

- 書類や提出が募集要項を守れているか
- 企画が実施条件に即しているか



Check
4

アーティストとしての魅力

もちろん、応募者様自身のアーティストとしての魅力も大切です。素敵なアーティスト・団体に出会えることを、事務局一同とても楽しみにしています！

- パフォーマンス資料を拝見します
※ 資料はリンク添付でも OK です！



収支計画の考え方

●収支計画とは

事業によって得られる収入の「見込み」と、事業を行うにあたって発生する費用（支出）の「見込み」を、計画として整理したものです。最終的に収入が支出を上回れば利益となり、支出が収入を上回れば損失となります。パートナーシップ事業においては、収支計画は応募者様自身が主催者として計画するものとなり、利益も損失も、応募者様自身が受益・負担するものとなります。

YCC 県民文化ホール指定管理者が関与するのはホール施設利用料および付帯設備費（支出項目）の減額ならびに、皆さん自身で行うと費用になる場合のあるいくつかの項目（下記）への協力です。

収 入		支 出	
項目（数量）	金額	項目（数量）	金額
(例) チケット入場料 〇〇円×〇〇人	〇〇〇〇	(例) 出演料 〇〇円×〇人	〇〇〇〇
		照明費	〇〇〇〇
		音響費	〇〇〇〇
		印刷費	〇〇〇〇
		A4チラシ〇〇部	〇〇〇〇
合 計		合 計	
会場利用（想定）			
(例) リハーサル室 午後・夜 3回			
ミルケ市民ステージ 1回			

●収入の部

「チケット料／入場料収入」や「参加料収入」など、応募者が来場者、参加者から徴収する収入の「見込み」を記載します。来場者数や参加者数は大きく変動します。無理のない収入見込みをたてることをお勧めします。
※なお、パートナーシップの実施条件には「②観客が無料で鑑賞あるいは参加できる催しを含む」ことが定められていますので、ご注意ください。

●支出の部

企画にあたり発生する費用のことです。応募者様自身で手配（発注や支払など）を行います。収支計画の時点では、「見込み」を記載いただきますが、この計画が不十分だと、後から「あれも必要だった」、「実際はもっと費用がかかった」などの理由で支出が増加していきます。必要に応じて「見積り」を行いながら、計画を立てることをお勧めいたします。下記に費用項目として上げられる一例と、YCC 県民文化ホール指定管理者にて協力が可能な内容をピックアップしましたので、計画にお役立てください（あくまでも一例です）。

本番にかかわるもの

項目名	概要	見積方法（金額の調べ方）	YCC 県民文化ホール指定管理者がパートナーシップとして協働できること
出演料	ゲストなど	—	—
宿泊費・交通費	ゲストなど	—	—
音響・照明費	一定規模の PA が必要な場合 照明演出が必要な場合	音響・照明業者などへの問合せなど ただし→→→	最低限規模であれば、ホール付帯設備の範囲で収まることも（詳細はご相談ください）。
スタッフ人件費	受付スタッフなど	—	事業スタッフ（2名程度）が無料でお手伝い可能です
音楽著作権使用料	演奏や BGM など音楽を使用する場合	JASRAC のホームページ内の「使用料シミュレーション」が参考になります	費用は応募者負担になりますが、当方で代理申請が可能です。
その他にも	ピアノ調律費や機材レンタル費、備品代、弁当・ケータリング代、プログラム印刷費、記録費、装飾費、衣装費、演出費、舞台監督費など、企画形態やジャンルによっても様々です		
施設利用費	YCC 県民文化ホールの施設利用料	参考資料（1）を参考に、相談期間内での相談も可能です。	ミルケパートナーシップでは最大 15 万円（税込）分を減免（値引き）します ※公演日だけではなく練習室でのリハーサルなども減免対象です
設備器具使用料	YCC 県民文化ホールの設備器具使用料	文化ホールホームページの利用料金をご参照ください（注意：単価は「1 区分」です）	
	設備器具の一例 音響反射板（反響板）・ひなだん・譜面台・マイク・プロジェクター・電源・ピアノ・大小ホールの舞台照明（使う照明によって金額が異なります）		

宣伝・集客に関わるもの

広報デザイン費	チラシのビジュアルやデザインを外注するとき	デザイナー・デザイン会社への問合せなど	簡易的なものであれば事業スタッフによる作成協力も行います。
広報物印刷費	チラシやポスターの印刷	印刷会社への問合せなど	印刷費用負担は行いませんが、関係施設への配布や主催事業への挟込などの協力を行います。
広告費	「広告」に係る諸費用	ケースバイケースです	YCC 県民文化ホールホームページやホール会員への案内などの広報協力を無料で行います。
チケット制作費	チケットのレイアウトや印刷	YCC 県民文化ホールチケセンの場合、20 円 / 枚	費用減免はありませんが、事業スタッフから実状に合わせたアドバイスが可能です。
チケット販売手数料	チケット販売を委託する場合	YCC 県民文化ホールチケセンの場合、販売額の 5%~10% ※条件により異なります。お問い合わせください。	費用減免はありませんが、事業スタッフからアドバイスやフレキシブルな対応が可能です
事務局費	受付やフォーム開設に関わる費用など	—	参加者受付の窓口を YCC 県民文化ホール事業部に設定することが可能です（費用は発生しません）。



アドブレーション・共立・NTT-F 共同事業体
YCC県民文化ホール